

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 5 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
市長	<u>992,000</u> 円	市長	<u>995,000</u> 円
副市長	<u>815,000</u>	副市長	<u>817,000</u>
固定資産評価員	<u>550,000</u>	固定資産評価員	<u>552,000</u>

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。